

再生可能エネルギー普及促進のための
税制措置に関する報告書（案）

～分散型・地域密着型のエネルギーシステムの構築に向けて～

平成 年 月

神奈川県地方税制等研究会

～はじめに～

東日本大震災に伴う原子力発電所事故により、その安全神話が崩壊するとともに、我が国のエネルギー供給体制の脆弱性が顕在化し、政府は、エネルギー政策を白紙から見直す方針を打ち出している。

神奈川県地方税制等研究会では、エネルギー関連税制について、「低炭素社会の実現に貢献する神奈川県独自の税制に関する検討結果報告書」（平成21年3月）や、「環境税及び自動車関係諸税のあり方に関する中間報告」（平成22年6月）を取りまとめるなど、環境税としてエネルギー課税の研究を行い、地球温暖化対策や地方税財源確保の観点から、提言を行ってきたところである。

こうした中、平成23年11月14日、当研究会は、黒岩知事から「再生可能エネルギー促進のための税制措置」の研究を依頼された。これを受け、エネルギー政策転換の観点から税制措置を検討することとし、ワーキンググループを設置した上で、インセンティブ税制と財源確保策の両面から研究を行い、平成24年7月に「再生可能エネルギー普及促進のための税制措置（中間報告）」を取りまとめ、法改正による全国一律の税制措置案について提言を行った。

その後、固定価格買取制度の開始により、再生可能エネルギーの普及が本格化し、政府の「革新的エネルギー・環境戦略」も策定されたが、エネルギー政策における具体的な工程表や将来的な電源構成、国と地方の役割分担などの決定は先送りされており、その全体像は明らかではない。

しかしながら、大きな方向性としては、今後、安全・安心なエネルギーを安定的に供給していくために、再生可能エネルギーの普及促進を図り、地域分散型のエネルギーシステムを構築していく方針であることは疑いの余地はないであろう。

一方、地方自治体では、再生可能エネルギーの普及促進や省エネ対策、スマートコミュニティ構築に向けた実証実験等を展開しているが、そのほとんどは、厳しい予算の制約の中で行われており、地方の施策推進を担保する税財源が確保できているとは言い難い。

こうしたことから、当研究会では、これまでの環境税に関する研究成果も踏まえながら、インセンティブ税制と財源確保策の両面から研究を行うとともに、神奈川県独自の税制措置についても議論を深めた上で、本報告を取りまとめたところである。

我が国のエネルギー政策については、今後、電源構成や費用負担のあり方を含めて議論が本格化すると思われるが、エネルギー政策の転換は、国民生活や企業活動に直接的な影響を及ぼすことから、国民的な議論を喚起する必要があり、本報告がその一助となり、実りある議論が展開されることを望むものである。

平成25年1月　日

神奈川県地方税制等研究会

座　長　　堀　場　勇　夫

神奈川県地方税制等研究会委員名簿

役職	氏名	所属	職
座長	堀場勇夫	青山学院大学	経済学部教授
委員	青木宗明	神奈川大学	経営学部教授
〃	中里実	東京大学	大学院法学政治学研究科教授
〃	沼尾波子	日本大学	経済学部教授
〃	望月正光	関東学院大学	経済学部教授
〃	諸富徹	京都大学	大学院経済学研究科教授

ワーキンググループ委員名簿

役職	氏名	所属	職
委員長	諸富徹	京都大学	大学院経済学研究科教授
副委員長	高井正	帝京大学	経済学部准教授
委員	金子林太郎	敬愛大学	経済学部准教授
〃	小林航	千葉商科大学	政策情報学部准教授
〃	田頭直人	電力中央研究所	上席研究員
〃	松本茂	青山学院大学	経済学部教授
〃	吉村政穂	一橋大学	大学院国際企業戦略研究科准教授

報告書の構成と概要

東日本大震災に伴う原子力発電所事故と電力需給の逼迫を受け、「安全・安心な電力の安定供給」が当面の大きな課題となっている。

「安全・安心な電力の安定供給」の実現に当たっては、再生可能エネルギーや省エネが大きな役割を担う分散型・地域密着型のエネルギーシステムの重要性が指摘されており、更に、将来的な課題として、エネルギーの最適利用や、低コストで安全・安心なエネルギーの安定供給を可能とするシステムを構築するため、街づくりと一体となったエネルギーインフラ整備の必要性が指摘されている。

こうした中、当研究会は、再生可能エネルギー普及促進の公益性や地方自治体が関与する意義を整理した上で、「政策税制（税の軽減）」と「財源確保のための税制措置」の両面から検討を行い、平成24年7月に「再生可能エネルギー普及促進のための税制措置」について、「法改正による税制措置（国税・地方税）」に限定して中間報告の取りまとめを行った。

本報告では、その後のエネルギー政策の動向を踏まえ、中間報告における税制措置案の見直しを行うとともに、国が効果的な税制を導入するまでの措置として、課税自主権の活用による「神奈川県独自の税制措置」についても提言する。

【政策税制（税の軽減）】

当面の課題が「安全・安心な電力の安定供給」であることを踏まえ、再生可能エネルギーの普及促進や省エネ対策の強化に優先的に取り組む必要があることから、太陽光発電や高い省エネ性能を有する住宅の取得、メガソーラーを含む事業用再生可能エネルギー設備の取得促進といった施策に政策税制の対象を絞り込んだ上で、リフォーム減税やグリーン投資減税といった現行の政策税制の拡充などの政策税制案を提案する。

また、神奈川県においても、太陽光発電設備の設置促進や省エネ対策に重点的に取り組んでいることを踏まえ、「神奈川県独自の税制措置」として、認定低炭素住宅やメガソーラー用地の取得に係る不動産取得税を軽減する政策税制案を提案する。

【財源確保のための税制措置】

財源確保のための税制措置を検討するに当たり、まずは、財政需要を明らかにする必要があることから、当面の財政需要と将来的な財政需要に区分した上で、それぞれの財源確保策について検討する。

当面の財政需要を賄う税制措置案としては、現行のエネルギー関係税（電源開発促進税・地球温暖化対策のための税）の使途の組替えや譲与税化を提案する。

また、将来的には、街づくりと一体となったエネルギーインフラの整備等の施策により、エネルギーの最適利用等の便益が発生することが想定されるが、現時点では、こうした施策を実現するための必要額を明示する段階には至っていない。このため、本報告では、こうした便益に応じた負担を求めていくという、受益者負担の考えに基づくエネルギー課税（新税の創設等）について、地方税として仕組むことを前提として、エネルギーを列挙した上で、課税技術上の観点から整理する。

本報告は、当面の課題である「安全・安心な電力の安定供給」を実現するための政策税制案と当面の財源確保策を提案するだけでなく、将来的に「エネルギーの最適利用」を目指す場合に財政需要が発生することも想定し、その財源確保策についても、基本的な考え方や課題等を整理する。

目 次

第1章 税制措置を検討する必要性

1 エネルギー政策の動向	1
2 再生可能エネルギー普及促進の公益性	3
3 税制措置を検討する必要性	4

第2章 政策税制（税の軽減）

1 国の政策税制の現状	5
2 国税・地方税を通じた税制措置（法改正によるもの）	9
3 神奈川県独自の税制措置（課税自主権の活用によるもの）	12

第3章 財源確保のための税制措置

1 再生可能エネルギー施策に地方自治体が関与する意義	15
2 財政需要	16
3 国税・地方税を通じた税制措置（法改正によるもの）	17
4 神奈川県独自の税制措置（課税自主権の活用によるもの）	20

おわりに	21
------------	----

（参考資料） 地域における効率的なエネルギー需給システムのイメージ

第1章 税制措置を検討する必要性

我が国のエネルギー政策について、平成24年9月にエネルギー・環境会議が決定した「革新的エネルギー・環境戦略」では、グリーンエネルギーを最大限に引き上げることを通じて、原発依存度を減らすことなどを基本方針としている。

こうした国のエネルギー政策における基本方針や施策の方向性、固定価格買取制度の効果などを整理した上で、平成24年7月に取りまとめた中間報告の内容を確認しながら、再生可能エネルギー普及促進のための税制措置を検討する必要性について明らかにする。

1 エネルギー政策の動向

(1) 国の動向

(エネルギー政策の見直し)

- 平成22年6月に策定された我が国のエネルギー政策の基本方針である「エネルギー基本計画」では、2030年に電力供給の過半を原子力発電に依存するとされているが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う原子力発電所事故と電力需給の逼迫を受け、エネルギー政策を白紙から見直すとされた。
- 平成24年9月に、エネルギー・環境会議が決定した「革新的エネルギー・環境戦略」では、省エネルギー・再生可能エネルギーといったグリーンエネルギーを最大限に引き上げることを通じて、原発依存度を減らしつつ、化石燃料依存度を抑制することを基本方針として、「原発に依存しない社会の一日も早い実現」、「グリーンエネルギー革命の実現」、「エネルギーの安定供給」を目指すとされている。
- 今後、新戦略に基づき、新しいエネルギー基本計画が策定される予定であるが、具体的な議論は先送りにされており、現時点では、施策の工程表や国と地方の役割分担など、エネルギー政策の全体像は明らかでない。

(固定価格買取制度の導入)

- 平成23年8月に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が成立し、再生可能エネルギー源を用いて発電された電気について、国が定める一定の価格及び期間で電気事業者が買い取ることが義務付けられた。
- 平成24年4月に調達価格等算定委員会（第三者委員会）で買取価格及び期間が決定され、固定価格買取制度が開始された同年7月から11月末までに認定された再生可能エネルギー設備の発電能力は364.8万kWとなり、制度開始から5か月で、平成24年度の導入目標である250万kWを超えた。^(注1)

(注1) 設置に時間要する大規模な設備は、平成24年度中に売電開始まで至らないものも多く、認定設備が全て平成24年度の導入量にカウントされるわけではない。

(参考) 固定価格買取制度による導入目標と達成率

	平成24年度末までの導入目標	平成24年11月末までに認定を受けた設備容量(構成比)	達成率
太陽光（住宅）	+約150万kW	72.7万kW (19.9%)	48%
太陽光（非住宅）	+約50万kW	253.5万kW (69.5%)	507%
風力	+約38万kW	34.3万kW (9.4%)	90%
中小水力（1000kW以上）	+約2万kW	0万kW (0%)	0%
中小水力（1000kW未満）	+約1万kW	0.2万kW (0.1%)	20%
バイオマス	+約9万kW	4.0万kW (1.1%)	44%
地熱	+0万kW	0.1万kW (0.1%)	—
合計	+約250万kW	364.8万kW (100.1%)	146%

備考1 資源エネルギー庁の資料を基に作成した。

2 端数処理をしているため、構成比の合計は100にならない。

(2) 神奈川県の動向

（かながわスマートエネルギー構想）

- 神奈川県は、東日本大震災及び原子力発電所事故で失われた電力を補い、安全・安心なエネルギーを将来にわたり安定的に確保するために、中長期の総合的なエネルギー政策として、平成23年9月に「かながわスマートエネルギー構想」を公表した。
- この構想では、「原子力発電に過度に依存しない」、「環境に配慮する」、「地産地消を推進する」という三つの原則に沿って、太陽光発電を中心に再生可能エネルギー等の導入を進めている。
- 具体的には、電力供給量の拡大を図る「創エネ」、電力のピークカットを図る「省エネ」、電力のピークシフトを図る「蓄エネ」の三つの取組を総合的に進め、それらを組み合わせて効率的なエネルギー需給を地域において実現することを目指し、県内の電力消費量に対する再生可能エネルギー等の割合を、2009年度の約2.3%から2020年度に16%程度まで高め、「省エネ」による4%減と合わせて20%以上の水準とすることを目標としている。

2 再生可能エネルギー普及促進の公益性

- 我が国は、エネルギー資源の大部分を化石燃料に依存している上、そのほとんどを輸入しており、エネルギー供給の安定化や自給率の向上のためには、枯渇せず、国内で調達できる資源として、再生可能エネルギーの重要性が高まっている。
- また、地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、地球規模で早急に取り組むべき課題であるが、我が国では、温室効果ガスの約9割をエネルギー起源CO₂が占めており、低炭素社会を実現するためには、化石燃料の依存度を低減し、再生可能エネルギーの普及を促進することが不可欠である。
- こうした従来からの課題に加え、東日本大震災及び原子力発電所事故後は、被災地のみならず全国規模で電力需給が逼迫し、生活や経済活動に大きな混乱を招いたことから、「安全・安心な電力の安定供給」が当面の大きな課題となっている。とりわけ、医療機関や福祉施設における電力の供給停止は生命の危機にもつながるため、地域住民の「いのち」を守る観点からも、安定的な電力供給は喫緊の課題である。
- 安全・安心な電力の安定供給を実現するためには、大規模集中型のエネルギーシステムを見直し、地域の特性を踏まえた分散型のエネルギーシステムを構築することが重要である。
- この際、再生可能エネルギーや省エネが大きな役割を担うこととなるが、太陽光発電等の再生可能エネルギーは不安定電源であることから、その普及には系統接続の円滑化を図るための環境整備が必要である。
- また、需要サイドのピークに合わせたこれまでの供給体制を抜本的に見直し、季節や時間ごとの電力使用量を踏まえながら、最大電力需要の抑制（ピークカット）を図り、需要と供給の双方向から需給調整を行うことができる構造に転換していくことも重要である。
- 当面は、再生可能エネルギーや省エネの普及促進を図ることが必要であるが、将来的には、エネルギーの安定供給や省エネ・省CO₂・省コストの観点から、情報通信技術を活用して、地域内に導入された再生可能エネルギーや廃熱・未利用熱を組み合わせて、電気や熱の需給バランスを最適に制御する「地域における効率的なエネルギー需給システム」^(注2)の実現についても視野に入れ、街づくりと一体となったエネルギーインフラを整備していくことが必要となる。
- このように、当面は、再生可能エネルギーや省エネを普及促進していくこと、更に、将来的には、こうした再生可能エネルギー等を利用した「地域における効率的なエネルギー需給システム」を実現することによって、広く社会一般に「エネルギーの安定供給」や「地球温暖化防止」、「安全・安心な電力の安定供給」、更には、「エネルギー利用者のコスト軽減」といった利益（公益）がもたらされると認められるため、これらの公益目的を実現するための手段として、税制措置を検討することは十分に意義がある。

(注2) 「地域における効率的なエネルギー需給システム」のイメージについては、巻末の参考資料を参照。

3 税制措置を検討する必要性

(1) 政策税制（税の軽減）と財源確保のための税制措置

- 当面、再生可能エネルギーや省エネの普及促進を加速化させるには、設備投資等に伴うコスト負担が前提となるため、経済的負担を軽減することにより再生可能エネルギー設備の設置や省エネ行動にインセンティブを与える必要があり、税の軽減を通じた政策誘導が有効である。
- また、今後、再生可能エネルギーや省エネを普及促進し、更に、再生可能エネルギーや熱の面的利用を可能にする「地域における効率的なエネルギー需給システム」へと発展させていくためには、街づくりと一体となったエネルギーインフラの整備を行う必要があることからすれば、地方自治体による関与も十分に想定されるため、財源確保について議論を深めておくことも必要となる。
- そこで、税の有する「インセンティブ機能」と「財源調達機能」を活用し、再生可能エネルギーを普及促進するための税制措置について、「政策税制（税の軽減）」及び「財源確保のための税制措置」の両面から提言を行う。

(2) 税制措置の検討範囲

- 再生可能エネルギーの普及促進をはじめとするエネルギー政策は、我が国全体で取り組むべき課題であるため、税制措置については、国税及び地方税を通じた税体系全体の中で検討を行う。
- また、エネルギー政策が国全体で取り組むべき課題であるとの認識から、中間報告では、全国一律に導入すべき「法改正による税制措置」の検討を行ったところだが、本報告では、国における税制改正の議論が進まない場合も考慮して、「課税自主権の活用による神奈川県独自の税制措置」についても併せて検討を行う。

第2章 政策税制（税の軽減）

政策税制（税の軽減）については、「法改正によるもの」と、神奈川県が独自に実施可能な「課税自主権の活用によるもの」の両方について検討を行う。

中間報告では、エネルギー政策が国全体で取り組むべき課題であるとの認識から、まずは、国税や地方税を通じた法改正による税制措置の検討を行い、①リフォーム減税の拡充、②認定低炭素住宅^(注3)の特例の見直し、③グリーン投資減税の対象設備用地に係る特例措置の創設の三つの政策税制案を提案したところである。

本報告では、国による政策税制（国税・地方税）の効果が不十分な場合には、神奈川県が独自に政策税制を導入することも積極的に検討していくべきとの観点から、国の政策税制の現状を踏まえつつ、中間報告で示した税制措置案の再検討と課税自主権を活用した神奈川県独自の税制措置案の検討を行う。

1 国の政策税制の現状

再生可能エネルギーや省エネに関する国の政策税制については、低炭素・循環型の社会を実現するための住宅税制や再生可能エネルギー投資を加速させるための環境関連投資促進税制が実施されている。

平成25年度税制改正においては、新たなエネルギー政策実現や地球温暖化対策推進の観点から、これらの政策税制の拡充が要望されている。

(注3) 中間報告では、「都市の低炭素化の促進に関する法律案」に規定する低炭素建築物に該当する住宅を「認定省エネ住宅」（仮称）と表記したが、同法の成立により、本報告では、「認定低炭素住宅」に表記を統一する。

(1) リフォーム減税

住宅ストックの品質・性能を高め、国民の住生活の向上を目指すとともに、良質な住宅ストックの循環利用を促進し、低炭素・循環型の持続可能な社会を実現する。

現行の税制優遇措置	平成25年度税制改正要望				
<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅の省エネ改修について、次の控除（投資型又はローン型）のいずれかを選択的に受けることができる。 <p>(投資型)</p> <p>省エネ改修工事を行い、平成24年12月31日までの間に自己の居住の用に供した場合、その工事費と標準工事費のいずれか少ない金額の10%（上限20万円。太陽光発電設備設置時は30万円）に相当する金額を所得税額から控除する。</p> <p>(ローン型)</p> <p>住宅ローン等を利用して省エネ改修工事（太陽光発電設備設置工事を除く）を含む増改築等を行い、平成25年12月31日までの間に自己の居住の用に供した場合、その工事費に係る年末ローン残高の一定額を所得税額から控除する。</p> 	<p>(投資型)</p> <p>控除対象となる省エネ改修工事の拡充・見直しをした上で、適用期限を2年延長（平成26年12月31日まで）する。</p> <p>(ローン型)</p> <p>要件緩和措置（改修後の住宅全体の省エネ性能が現状から一段階相当以上上がらない工事も対象とする）の適用期限を2年延長（平成26年12月31日まで）するとともに、控除対象となる省エネ改修工事の拡充・見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 工事費要件の引上げをした上で、適用期限を3年延長（平成28年3月31日まで）する。 				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">省エネ改修工事</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> ① 居室の全ての窓の断熱工事（二重サッシ化、複層ガラスなど）、又は、その工事と併せて行う床の断熱工事、天井の断熱工事、壁の断熱工事 ② ①の工事と併せて行う太陽光発電設備設置工事（投資型のみ） ※ 工事費要件：30万円超 </td> </tr> </table>	省エネ改修工事	① 居室の全ての窓の断熱工事（二重サッシ化、複層ガラスなど）、又は、その工事と併せて行う床の断熱工事、天井の断熱工事、壁の断熱工事 ② ①の工事と併せて行う太陽光発電設備設置工事（投資型のみ） ※ 工事費要件：30万円超	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">省エネ改修工事</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> ① 居室の全ての窓の断熱工事（二重サッシ化、複層ガラスなど）、又は、その工事と併せて行う床の断熱工事、天井の断熱工事、壁の断熱工事 ② ①の工事と併せて行う太陽光発電設備設置工事、又は、蓄電池・太陽熱利用システム・高効率給湯器・高効率空調に係る工事（投資型のみ） ③ 低炭素建築物の認定を受けた改修工事 ※ 工事費要件：50万円超 </td> </tr> </table>	省エネ改修工事	① 居室の全ての窓の断熱工事（二重サッシ化、複層ガラスなど）、又は、その工事と併せて行う床の断熱工事、天井の断熱工事、壁の断熱工事 ② ①の工事と併せて行う太陽光発電設備設置工事、又は、蓄電池・太陽熱利用システム・高効率給湯器・高効率空調に係る工事（投資型のみ） ③ 低炭素建築物の認定を受けた改修工事 ※ 工事費要件：50万円超
省エネ改修工事					
① 居室の全ての窓の断熱工事（二重サッシ化、複層ガラスなど）、又は、その工事と併せて行う床の断熱工事、天井の断熱工事、壁の断熱工事 ② ①の工事と併せて行う太陽光発電設備設置工事（投資型のみ） ※ 工事費要件：30万円超					
省エネ改修工事					
① 居室の全ての窓の断熱工事（二重サッシ化、複層ガラスなど）、又は、その工事と併せて行う床の断熱工事、天井の断熱工事、壁の断熱工事 ② ①の工事と併せて行う太陽光発電設備設置工事、又は、蓄電池・太陽熱利用システム・高効率給湯器・高効率空調に係る工事（投資型のみ） ③ 低炭素建築物の認定を受けた改修工事 ※ 工事費要件：50万円超					

(2) 認定低炭素住宅に係る特例

都市を構成する住宅・建築物の省エネ化等を促進することにより、都市における温室効果ガスの排出を抑制し、低炭素型の都市の実現を図る。

現行の税制優遇措置	平成25年度税制改正要望															
<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成25年12月31日までの間に新築又は使用されたことのない認定低炭素住宅^(注4)を取得した場合、次のとおり住宅ローン減税制度の控除対象借入限度額を引き上げるとともに、控除額が所得税額を上回る場合は、翌年度の個人住民税額から控除（上限9.75万円）する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認定低炭素住宅に係る住宅ローン減税制度の控除対象借入限度額を、次のとおり引き上げるとともに、控除額が所得税額を上回る場合は、翌年度の個人住民税額から控除（上限9.75万円）する。 															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>居住年</th><th>控除対象借入限度額</th><th>控除率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年</td><td>4,000万円(一般住宅3,000万円)</td><td>1 %</td></tr> <tr> <td>平成25年</td><td>3,000万円(一般住宅2,000万円)</td><td>1 %</td></tr> </tbody> </table>	居住年	控除対象借入限度額	控除率	平成24年	4,000万円(一般住宅3,000万円)	1 %	平成25年	3,000万円(一般住宅2,000万円)	1 %	<table border="1"> <thead> <tr> <th>居住年</th><th>控除対象借入限度額</th><th>控除率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成25年</td><td>4,000万円(一般住宅3,000万円)</td><td>1 %</td></tr> </tbody> </table>	居住年	控除対象借入限度額	控除率	平成25年	4,000万円(一般住宅3,000万円)	1 %
居住年	控除対象借入限度額	控除率														
平成24年	4,000万円(一般住宅3,000万円)	1 %														
平成25年	3,000万円(一般住宅2,000万円)	1 %														
居住年	控除対象借入限度額	控除率														
平成25年	4,000万円(一般住宅3,000万円)	1 %														
<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成26年3月31日までの間に新築又は使用されたことのない認定低炭素住宅を取得した場合、登録免許税について、次のとおり税率を引き下げる。 																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>税率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保存登記</td><td>1/1,000 (現行一般住宅 1.5/1,000(本則 4/1,000))</td></tr> <tr> <td>移転登記</td><td>1/1,000 (現行一般住宅 3/1,000(本則 20/1,000))</td></tr> </tbody> </table>	区分	税率	保存登記	1/1,000 (現行一般住宅 1.5/1,000(本則 4/1,000))	移転登記	1/1,000 (現行一般住宅 3/1,000(本則 20/1,000))										
区分	税率															
保存登記	1/1,000 (現行一般住宅 1.5/1,000(本則 4/1,000))															
移転登記	1/1,000 (現行一般住宅 3/1,000(本則 20/1,000))															

(注4) 外壁、窓の断熱等により、省エネ法の省エネ基準に比べ一次エネルギー消費量が△10%以上となり、かつ、その他の低炭素化に資する措置（HEMSや太陽光発電設備等を含む8項目のうち2項目以上）が講じられていることが認定要件。

(3) グリーン投資減税及び再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の軽減措置
エネルギー安定供給の確保等の国家的な課題に対応しつつ、国際的に競争力のある経済活動を持続させることを目指す。

現行の税制優遇措置	平成25年度税制改正要望																										
<p>○ エネルギー環境負荷低減推進設備を取得した場合に、法人税又は所得税について、税額控除（取得額の7%相当額。中小企業のみ）又は特別償却（取得額の30%相当額）を選択的に受けることができる。 国が認定する再生可能エネルギー発電設備については、取得額の全額を初年度即時償却ができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">エネルギー環境負荷低減推進設備等</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><u>7%税額控除（中小企業）</u> 又は即時償却</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">① 太陽光発電設備（10kw以上）</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">② 風力発電設備（<u>1万kw以上</u>）</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px; text-align: right;">[適用期限：H25. 3. 31]</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><u>7%税額控除（中小企業）</u> 又は30%特別償却</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">① <u>コジェネ</u></td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">② ハイブリッド建機</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">③ 電気自動車</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">④ 電気自動車専用急速充電器</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">⑤ <u>エネルギー使用合理化設備</u> (<u>高断熱窓、LED等4設備同時設置が条件</u>) 等</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px; text-align: right;">[適用期限：H26. 3. 31]</td></tr> </table>	エネルギー環境負荷低減推進設備等	<u>7%税額控除（中小企業）</u> 又は即時償却	① 太陽光発電設備（10kw以上）	② 風力発電設備（ <u>1万kw以上</u> ）	[適用期限：H25. 3. 31]	<u>7%税額控除（中小企業）</u> 又は30%特別償却	① <u>コジェネ</u>	② ハイブリッド建機	③ 電気自動車	④ 電気自動車専用急速充電器	⑤ <u>エネルギー使用合理化設備</u> (<u>高断熱窓、LED等4設備同時設置が条件</u>) 等	[適用期限：H26. 3. 31]	<p>○ エネルギー環境負荷低減推進設備を取得した場合の税額控除又は特別償却について、対象設備を拡充するとともに、税額控除の対象企業の拡大や控除率の引上げをした上で、適用期限を延長（平成28年3月31日まで）する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">エネルギー環境負荷低減推進設備等</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><u>15%税額控除（全企業）</u> 又は即時償却</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">① 太陽光発電設備（10kw以上）</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">② 風力発電設備（<u>500W以上</u>）</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">③ <u>コジェネ</u></td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><u>7%税額控除（全企業）</u> 又は30%特別償却</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">① ハイブリッド建機</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">② 電気自動車</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">③ 電気自動車専用急速充電器</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">④ <u>定置用蓄電池</u></td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">⑤ <u>下水熱利用設備</u></td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">⑥ <u>バイオガス精製設備</u></td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">⑦ <u>高断熱窓</u></td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">⑧ <u>LED</u> 等</td></tr> </table>	エネルギー環境負荷低減推進設備等	<u>15%税額控除（全企業）</u> 又は即時償却	① 太陽光発電設備（10kw以上）	② 風力発電設備（ <u>500W以上</u> ）	③ <u>コジェネ</u>	<u>7%税額控除（全企業）</u> 又は30%特別償却	① ハイブリッド建機	② 電気自動車	③ 電気自動車専用急速充電器	④ <u>定置用蓄電池</u>	⑤ <u>下水熱利用設備</u>	⑥ <u>バイオガス精製設備</u>	⑦ <u>高断熱窓</u>	⑧ <u>LED</u> 等
エネルギー環境負荷低減推進設備等																											
<u>7%税額控除（中小企業）</u> 又は即時償却																											
① 太陽光発電設備（10kw以上）																											
② 風力発電設備（ <u>1万kw以上</u> ）																											
[適用期限：H25. 3. 31]																											
<u>7%税額控除（中小企業）</u> 又は30%特別償却																											
① <u>コジェネ</u>																											
② ハイブリッド建機																											
③ 電気自動車																											
④ 電気自動車専用急速充電器																											
⑤ <u>エネルギー使用合理化設備</u> (<u>高断熱窓、LED等4設備同時設置が条件</u>) 等																											
[適用期限：H26. 3. 31]																											
エネルギー環境負荷低減推進設備等																											
<u>15%税額控除（全企業）</u> 又は即時償却																											
① 太陽光発電設備（10kw以上）																											
② 風力発電設備（ <u>500W以上</u> ）																											
③ <u>コジェネ</u>																											
<u>7%税額控除（全企業）</u> 又は30%特別償却																											
① ハイブリッド建機																											
② 電気自動車																											
③ 電気自動車専用急速充電器																											
④ <u>定置用蓄電池</u>																											
⑤ <u>下水熱利用設備</u>																											
⑥ <u>バイオガス精製設備</u>																											
⑦ <u>高断熱窓</u>																											
⑧ <u>LED</u> 等																											
<p>○ 平成26年3月31日までの間に固定価格買取制度の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備を取得した場合、対象設備の固定資産税について、課税年度から3年間、課税標準価格を3分の1軽減する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">再生可能エネルギー発電設備</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">① 太陽光発電設備</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">② 風力発電設備</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">③ バイオマス発電設備</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">④ 地熱発電設備</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">⑤ 水力発電設備</td></tr> </table>	再生可能エネルギー発電設備	① 太陽光発電設備	② 風力発電設備	③ バイオマス発電設備	④ 地熱発電設備	⑤ 水力発電設備																					
再生可能エネルギー発電設備																											
① 太陽光発電設備																											
② 風力発電設備																											
③ バイオマス発電設備																											
④ 地熱発電設備																											
⑤ 水力発電設備																											

2 国税・地方税を通じた税制措置（法改正によるもの）

(1) 中間報告における検討

(施策の検討)

- 当面の課題が「安全・安心な電力の安定供給」であることを踏まえると、分散型エネルギー・システムの構築やエネルギー需給構造の抜本的改革に向け、再生可能エネルギーの普及促進や省エネ対策に優先的に取り組む必要がある。
- 当研究会では、当面取り組むべき再生可能エネルギー・省エネ施策のうち、政策税制（税の軽減）の対象となる施策について、施策の優先順位などを整理した上で、次のとおり絞込みを行った。
 - ① 既築住宅への太陽光発電設備の導入や省エネ改修の促進
 - ② 太陽光発電設備や高い省エネ性能を有する新築住宅の取得促進
 - ③ 事業用再生可能エネルギー設備の導入促進

(税制措置の検討)

- 上記の三つの施策に対する政策税制（税の軽減）について、税の公平原則や税目ごとの性格などを整理した上で、現行の国の税制優遇措置をベースに、次のとおり提案を行った。
 - ① リフォーム減税の拡充
太陽光発電設備の設置や省エネ改修工事について、現行の所得税の税額控除に加え、個人住民税、贈与税及び固定資産税においても軽減を行う。
 - ② 認定低炭素住宅に係る特例の見直し
認定低炭素住宅の取得について、現行の所得税・個人住民税の税額控除や登録免許税の税率引下げに加え、贈与税、不動産取得税及び固定資産税に係る「新築住宅の特例」の特例割合を引下げ又は廃止をした上で、一般住宅よりも高い水準の特例を設ける。
 - ③ グリーン投資減税の拡充
事業用再生可能エネルギー設備の取得について、現行の法人税・所得税の特別償却や固定資産税の軽減に加え、用地に対する不動産取得税や固定資産税などの軽減を新たに設ける。

(2) 本報告における検討

- 中間報告後に取りまとめられた「革新的エネルギー・環境戦略」では、「グリーンエネルギー革命の実現」に向けた取組として、住宅・建築物の省エネを推進するための施策や、地域が主導する地域の特性を踏まえた再生可能エネルギーの導入加速化のための支援策が盛り込まれており、こうした取組は、中間報告で優先順位が高いものとして、政策税制の対象とした施策と一致している。

(参考) 革新的エネルギー・環境戦略における主な施策

区分		具体的な普及政策	
省エネルギー	スマートな節電	見える化・ピーク需要の抑制	スマートメーターの設置、HEMS/BEMSの導入を進め「見える化」によりピーク需要を抑制
		地域や都市における省エネ	スマートハウスの普及・スマートコミュニティの実現を促進
	住宅・ビル	・省エネ基準の適合義務化 ・トップランナーチームの導入	・全ての新築住宅・建築物について、段階的に省エネ基準への適合を義務化 ・既存の住宅・建築物については、省エネ改修を強力に推進
		再生可能エネルギー熱、都市廃熱の利用拡大	・再生可能エネルギー熱（地中熱、太陽熱、河川熱、下水熱、雪氷熱、バイオマス熱等）や都市廃熱（工場廃熱、清掃工場廃熱、発電所廃熱等）の効率的利用や熱導管網整備の円滑化 ・都市部における熱の有効利用のため、エネルギーインフラ整備を街づくりと一体的に整備
	熱の有効利用	コジェネの普及拡大	・エネルギーの有効利用を促進するため、燃料電池を含むコジェネ（熱電併給）を最大限普及
		地域主導の導入加速化	・地域の特性を踏まえた再生可能エネルギー導入加速化を支援 ・エネルギーインフラの整備とまちづくりを一体的に推進
再生可能エネルギー	系統強化策・安定化対策	風力発電導入促進のための送電網の整備について、国が例外的にどのような形で支援を行うことができるか検討 ・太陽光や風力といった出力が不安定な電源の導入拡大に対して、火力発電の確保・送電網の広域運用・大型蓄電池の導入促進など、系統安定化対策を実施	

備考 エネルギー・環境会議「革新的エネルギー・環境戦略」（平成24年9月）を基に作成した。

- また、固定価格買取制度の導入により、再生可能エネルギーの発電能力は伸びつつあるが、今後、エネルギーのベストミックスを検討していく上で、再生可能エネルギーの導入を一層加速化することが求められていることから、税制面での支援を充実させる必要がある。
- 平成25年度税制改正要望では、省エネや再生可能エネルギーを支援する税制措置（減税）について、主に対象設備の拡大や適用期限の延長などが盛り込まれているが、これを更に拡充するものとして、中間報告における税制措置案について、引き続き提案する。
- なお、中間報告案のうち、「②認定低炭素住宅に係る特例の見直し」については、既築住宅の低炭素化を促進する観点から、新築のみならず既築についてもインセンティブを設けるべきであるため、既築住宅の改築等により認定低炭素住宅の認定を受けた住宅も対象に加えることとした。

(3) 政策税制案

中間報告及び本報告における検討を踏まえ、当研究会は、再生可能エネルギーや省エネの普及促進のため、次の税制措置（法改正によるもの）を提案する。

対象施策	基本的な考え方	政策税制案
既築住宅への太陽光発電設備の導入や省エネ改修の促進	現行の省エネ改修工事に係る所得税の税額控除（リフォーム減税）について、個人住民税、贈与税及び固定資産税においても軽減を行う	<リフォーム減税の拡充> ・省エネ改修工事費用について個人住民税からも控除する ・資金贈与に係る贈与税の非課税限度額を拡大 ・家屋に係る固定資産税を軽減
太陽光発電設備や高い省エネ性能を有する住宅の取得促進	・住宅取得に関する現行税制では、「新築住宅の特例」により、質の高い住宅に対するインセンティブが効きづらくなっているため、この特例措置を抜本的に見直す ・認定低炭素住宅の取得について、贈与税、不動産取得税及び固定資産税においても軽減を行う	<認定低炭素住宅に係る特例の見直し> ・現行措置されている贈与税、不動産取得税及び固定資産税に係る「新築住宅の特例」の特例割合を引下げ又は廃止をした上で、新築の認定低炭素住宅に対しては一般住宅よりも高い水準の特例を設ける ・既築家屋の改築等により認定低炭素住宅の認定を受けた家屋についても、新築と同等の特例を設ける
事業用再生可能エネルギー設備の導入促進	設備に対する優遇措置は、平成24年度税制改正で「グリーン投資減税」が拡充されたため、用地に対する優遇措置を新たに設ける	<グリーン投資減税の拡充> ・用地取得に係る費用の一定割合を法人税・所得税から控除 ・用地取得に係る登録免許税の税率の引下げ ・用地取得に係る不動産取得税の課税標準を軽減 ・用地に係る固定資産税の課税標準を軽減 ・用地を譲渡（提供）した者の譲渡所得から一定割合を軽減

3 神奈川県独自の税制措置（課税自主権の活用によるもの）

(1) 神奈川県における施策

- 神奈川県では、中長期の総合的なエネルギー政策である「かながわスマートエネルギー構想」に基づき、「創エネ」、「省エネ」、「蓄エネ」の三つの取組を総合的に進めている。
- 「創エネ」の施策としては、太陽光発電の普及を図るため、個人住宅及び共同住宅への導入補助、リーズナブルな価格で設置できる「かながわソーラーバンクシステム」の運用のほか、県有施設及び民間施設の屋根貸しによる発電事業の展開などに取り組んでいる。
- また、メガソーラーを含む大規模太陽光発電施設の設置に適した土地の情報を公開することにより、大規模太陽光発電施設の設置を検討する事業者と土地所有者とのマッチングを図るなど、メガソーラーの誘致についても積極的に取り組んでいる。
- 更に、「省エネ」の施策として、中小規模事業者が行うデマンドコントロールシステムの設置に対する補助など、最大電力需要の抑制（ピークカット）に取り組んでいる。

(2) 税制措置における基本的な考え方

- 再生可能エネルギーの普及促進や省エネ対策は、国全体で取り組むべき課題であるため、税制措置については法改正により全国一律に導入されることが望ましいが、国による政策税制の効果が不十分である場合に、神奈川県独自に県税の軽減を実施することも検討すべきである。
- その際には、神奈川県における施策の優先度（どのような施策を重点的に実施しているのか）や政策税制により期待される普及促進効果について考察する必要がある。
- また、神奈川県独自に税を軽減する場合、自ずと税目が県税に限られてしまうため、普及促進効果をより高めるためには、市町村の施策との整合性を勘案しながら、市町村税と組み合わせて実施することも検討すべきである。

(3) 税制措置の検討

- 神奈川県独自の政策税制の対象税目としては、所得課税の法人県民税、法人事業税及び個人県民税、資産課税の不動産取得税が考えられる。
- 政策税制の手法としては、「不均一課税」及び「減免」があり、前者は、特定の場合において画一的に一定の範囲の納税者に限って標準税率より低い税率で課税することであり、後者は、納税者の個別的事情を考慮して、いったん発生した納税義務を減免することである。

- 不均一課税も減免も、税の軽減という点で効果は同じであるが、税率の軽減（不均一課税）は条例に規定する必要があるため、より民主的な統制が効くものとされており、いずれの手法を用いるかについては、対象範囲などを明らかにした上で検討すべきである。
- 所得課税における不均一課税により、設備等に係る経済的負担の軽減を図る場合、再生可能エネルギー設備等を導入した対象（家屋等）と課税対象（所得）が異なるため、設置者の経済的負担や政策効果に見合った税の軽減が難しく、所得金額によって軽減が受けられる額が異なり、不公平が生じることに留意する必要がある。
- また、個人県民税については、市町村が賦課徴収を行っており、政策税制を導入する際には、市町村との調整が不可欠である。
- この点、資産課税である不動産取得税は、不動産の取得の事実に着目して課税するものであり、現行の地方税法においても、住宅政策や土地政策その他政策理由に基づき多数の特例が設けられていること、また、神奈川県が独自に仕組めることから、再生可能エネルギー普及促進のための政策税制の対象税目として適当である。
- なお、軽減割合など具体的な制度設計に当たっては、神奈川県における他の政策税制^(注5)との均衡を踏まえ検討する必要がある。

(4) 税制措置の具体案

- 神奈川県は、「かながわスマートエネルギー構想」に基づき、住宅用太陽光発電設備及びメガソーラーの設置や省エネ対策に重点的に取り組んでいることから、次の施策を抽出し、これらを対象とした政策税制について提案する。
 - ① 住宅における太陽光発電設備の設置や省エネ化
 - ② メガソーラーの誘致
- なお、神奈川県は、既に、太陽光発電設備を設置した家屋に係る不動産取得税の減免措置（太陽光発電設備の評価額に税率を乗じて得た額を減免）を実施しているが、建材型（屋根瓦等に太陽電池を内蔵しているもの）のみを減免対象としているため、効果が限定されている。
- 本報告で提案する「①認定低炭素住宅の取得に係る不動産取得税の軽減」については、据置型の太陽光発電設備も対象に含まれるため、更なる太陽光発電設備の普及に加え、住宅の低炭素化にも資するものであり、より高い政策効果が期待できる。

(注5) 神奈川県における政策税制の主なものとして、神奈川県産業集積促進方策2010（インベスト神奈川2ndステップ）に係る不動産取得税の不均一課税（税率の2分の1を軽減）や産業集積等の促進に係る不動産取得税の減免措置（税額の2分の1に相当する額を軽減）がある。

① 認定低炭素住宅の取得に係る不動産取得税の軽減

税目	不動産取得税
対象不動産	新築の認定低炭素住宅又は既築家屋の改築等により認定低炭素住宅の認定を受けた家屋
軽減割合	税率又は税額の2分の1を軽減（不均一課税又は減免）
適用期間	時限措置
減収影響	単年度当たり約7,000万円 ^(注6) (平成23年度税収（決算見込262億円）の約0.3%)

② メガソーラー等の導入に係る不動産取得税の軽減

税目	不動産取得税
対象不動産	メガソーラー等の発電事業を行うため取得した用地
軽減割合	税率又は税額の2分の1を軽減（不均一課税又は減免）
適用期間	時限措置
減収影響	事案により大きく異なるため、単年度ベースの算出は困難

(注6) 認定長期優良住宅の課税件数をベースに、新築住宅の特例（1,200万円控除）適用後、税率又は税額を2分の1軽減した場合の推計値。

第3章 財源確保のための税制措置

財源確保のための税制措置についても、「法改正によるもの」と「課税自主権の活用によるもの」の両方について検討を行う。

中間報告では、地方の取組が全国的に展開されつつあることを踏まえ、まずは法改正による税制措置について検討を行い、当面の財源確保策として、既存のエネルギー関係税の使途の組替えを提案するとともに、将来的な財源確保策については、受益者負担の考えに基づき、エネルギー利用者に負担を求めていく方向性を提示したところである。

本報告では、再生可能エネルギー施策に地方自治体が関与する意義や財政需要について改めて整理した上で、中間報告において示した当面の財源確保策を確認しながら、更に将来的な財源確保策について検討を深め、受益者負担の考え方をベースに、課税技術上の観点から、地方税として仕組むことが可能なエネルギーの絞込みを行う。

また、神奈川県独自の財源確保策については、法改正による税制措置案を基礎として、超過課税及び法定外税を検討する場合の方向性や課題等の整理を行う。

1 再生可能エネルギー施策に地方自治体が関与する意義

- 我が国では、電気事業が地域の独占的供給体制によって行われていることから、その料金形態は総括原価方式が採用されており、民間事業者が送配電網等のインフラ整備を行うための費用も料金に組み込まれているため、一定の利潤が担保されている。
- 今後、発送電分離や電力自由化の進展等に伴い、電気料金も自由化されると、民間事業者は短期的に採算性のない事業への進出に慎重にならざるを得ないものと想定される。
- メガソーラーや風力発電等の発電適地は限定されており、既存の送電線が周辺地域に存在しない場合が多いため、こうした発電適地の有効活用には、エネルギーインフラの整備が必要となるが、民間事業者のみで行うには、採算性の面から限界がある。
- また、医療機関や福祉施設などについては、電力の供給停止が直ちに「いのち」の危機を招く恐れがあり、こうした地域住民を守るという観点からも、安定的な電力供給を可能にする分散型エネルギーシステムを確立する必要がある。
- 更に、将来的に、廃熱・未利用熱を有効活用してエネルギーの最適供給を実現するためには、地方自治体が行う街づくりと一体となったエネルギーインフラの整備が必要である。
- 以上のとおり、分散型エネルギーシステムの構築やエネルギーの最適供給の観点から、エネルギーインフラの整備をはじめとする再生可能エネルギー施策に地方自治体が関与することは意義がある。

2 財政需要

(1) 当面の財政需要

- 地方自治体の施策形態は様々であるが、住宅用太陽光発電設備をはじめとした再生可能エネルギー導入に対する補助金交付、公共施設や防災拠点への再生可能エネルギー設備導入など、地域の特性や財政事情を踏まえた施策を展開している。
- また、国の再生可能エネルギー等導入推進基金事業（グリーンニューディール基金）を活用し、新エネルギーの開発・利用の促進に努めているところである。
- こうした再生可能エネルギー施策と併せ、エネルギーの需要構造の抜本改革に向けた住宅の省エネ化やピークカットを図る取組など、地方自治体の施策の幅が広がっており、今後、エネルギー一体系が集中型から分散型へと転換される過程において、地方自治体による支援が一層重要になると考えられる。

(2) 将来的な財政需要

- 地方自治体による再生可能エネルギー施策は活発化しているが、現在の社会経済情勢を踏まえれば、当面は現行税制の枠組みの中で対応すべきと考える。
- 中間報告では、再生可能エネルギーの導入量が増加するとともに、エネルギー一体系が集中型から分散型へと転換される中で、系統接続の円滑化といった環境整備が必要となることや、更には「地域における効率的なエネルギー需給システム」を実現するためのエネルギーインフラの整備など、地域の実情に応じた支援策が求められ、これに伴い財政需要が生じると指摘したところである。
- その後、取りまとめられた「革新的エネルギー・環境戦略」でも、「グリーンエネルギー革命の実現」に向けて、エネルギーインフラの整備と街づくりを一体で進めていくことや、地域間・地域内の送電網の増強に対して政策的支援を行うことについて盛り込まれている。
- 廃熱・未利用熱の有効活用に当たっては、熱導管等の整備に多額の設備投資が必要であり、民間事業者だけで行うことは難しいことから、地方自治体による公的支援や、河川や下水道などの公共事業と一体的に整備することが考えられ、^(注7) 熱の面的利用を推進する上で一定程度の財政需要が発生すると想定される。
- また、系統安定化対策の強化に当たっては、北海道・東北の一部の地区における送電網の整備など、電気事業者だけで実施することが困難な場合は、公的支援を講ずることも考えられる。
- 現時点では、施策の工程表や国と地方の役割分担などエネルギー政策の全体像は明らかでないため、将来的な財政需要を具体的に提示することはできないが、再生可能エネルギー施策に地方自治体が関与する意義を踏まえると、将来的に地方の財政需要が高まることも想定しておくべきである。

(注7) 経済産業省資源エネルギー庁「まちづくりと一体となった熱エネルギーの有効利用に関する研究会中間とりまとめ」(平成23年8月)を参照。

3 国税・地方税を通じた税制措置（法改正によるもの）

(1) 中間報告における検討

- 当面は、地方における再生可能エネルギー・省エネ関連事業費が増加傾向にあること、また、将来的には、「地域における効率的なエネルギー需給システム」の実現を視野に入れた場合、街づくりと一体となったエネルギーインフラの整備が必要となり、地方の役割が増大すると想定されることから、地方の取組を支える財源を確保する観点から税制措置の検討を行った。
- 再生可能エネルギーの導入や「地域における効率的なエネルギー需給システム」の実現により、「地域におけるエネルギーの安定供給」や「エネルギーの最適利用」、「エネルギー利用者のコスト軽減」という便益がもたらされることを考慮すると、こうした施策に係る費用は、直接的な利益を受けるエネルギー利用者が負担することが適當である。
- 今後、納税者にとって様々な負担増が見込まれる中で、新たな財源を確保していくためには、まずは更なる税負担が生じないよう現行税収の使途の組替えで対応することが考えられ、新たに税負担を求める場合には、税負担の水準を低く抑えるか、又は、低く抑えられない場合であっても、再生可能エネルギーや省エネ等に対する優遇措置を設けるなど、納税者の理解が得られるよう制度設計を行う必要がある。
- 当面の財源確保策については、エネルギー対策全般に充てられている現行の電源開発促進税及び石油石炭税について、原子力発電所事故による電源開発促進税の使途の見直しの方向性や、石油石炭税に税率を上乗せする地球温暖化対策のための課税の特例が再生可能エネルギー施策等に充てられている現状を踏まえ、これらの税の使途の組替え又は譲与税化により、地方の再生可能エネルギー施策に充てる税制措置を提案した。
- また、将来的に新税の創設等を検討せざるを得ないような新たな財政需要が発生した場合には、再生可能エネルギーの導入や「地域における効率的なエネルギー需給システム」の実現により、広くエネルギー利用者に便益がもたらされることから、そのエネルギー利用者に受益に応じた負担を求めるエネルギー課税の方向性を提案した。

(2) 本報告における検討

(将来的な財源確保策)

- 中間報告後、国の新しいエネルギー基本計画の策定は先送りされ、エネルギー政策における地方自治体の具体的な役割が明確にされていない。こうした中で、地方自治体は、自ら当面の課題である再生可能エネルギー施策や省エネ対策等を積極的に推し進めているが、将来的な財政需要を具体的に示す段階には至っていない。
- また、今後、再生可能エネルギーの導入拡大により、エネルギー体系が集中型から分散型へと転換されていく中で、街づくりと一体となったエネルギーインフ

ラが整備され、その便益が地域に発生すると想定されるが、地方自治体の施策によって、どのエネルギーからどの程度の便益が生ずるのかについても明確に示すことはできない。

- したがって、本報告では、課税対象となり得るエネルギーを網羅的に列挙した上で、主に賦課徴収事務の効率性や課税技術上の観点から検討を加え、理論上地方税として仕組むことが可能なエネルギーの選択肢を提示する。
- エネルギー課税については、平成22年6月に当研究会が取りまとめた「環境税及び自動車関係諸税のあり方に関する中間報告」において、地球温暖化対策の観点から検討を行い、「二酸化炭素排出量の削減・抑制そのものを目的」とする政策税制として提案すると同時に、「施策推進のために必要な安定財源の確保も可能とする」と指摘したところである。
- また、当該報告では、電気及びガスについては、消費税導入時に廃止された旧電気税・ガス税の賦課徴収システムを、軽油及び重油については、現行の軽油引取税の賦課徴収システムを活用することにより、これらを課税対象とした地方税が導入可能であると提言している。

(参考) 環境税としてのエネルギー課税

区分	課税主体	課税対象	納稅義務者	徴収方式
電 気	電気 ^(注8) の使用地所在の市町村	電気の使用	電気の使用者	一般電気事業者・特定規模電気事業者による特別徴収(自己消費の場合等は普通徴収)
ガ ス	ガスの使用地所在の市町村	ガスの使用(都市ガス・LPGガス)	ガスの使用者	ガス販売者による特別徴収
軽 油	元売業者又は特約業者が軽油の現実の納入地の所在する都道府県	元売業者又は特約業者からの軽油の引取りで、当該軽油の現実の納入を伴うもの	元売業者又は特約業者から現実の納入を伴う軽油の引取りを行う者	元売業者又は特約業者による特別徴収
ガソリン	国	揮発油の引取り	製造者又は保税地域からの引取者	普通徴収
石 炭	国	石炭	採取者又は取引者	普通徴収
重 油	元売業者又は特約業者が重油の現実の納入地の所在する都道府県	元売業者又は特約業者からの重油の引取りで、当該重油の現実の納入を伴うもの	元売業者又は特約業者から現実の納入を伴う重油の引取りを行う者	元売業者又は特約業者による特別徴収
灯 油	国	灯油の引取り	製造者又は保税地域からの引取者	普通徴収

備考 神奈川県地方税制等研究会「環境税及び自動車関係諸税のあり方に関する中間報告」(平成22年6月)を基に作成した。

(注8) 電気事業者(一般電気事業者、特定規模電気事業者)から供給を受けた電気をいう。

- なお、中間報告では、消費税の導入時に、個別間接税のうち普通税である電気税やガス税等が廃止される一方、道路特定財源である軽油引取税は存続された経緯を踏まえ、今後消費税率の引上げが予定されている中で、新たなエネルギー課税を行う場合には、受益者負担の考え方に基づき、社会保障財源としての消費税とは課税根拠が異なることを明確にすべきと指摘したところであり、従量税や目的税として仕組むなど、消費税との差別化を図ることが必要である。
- 以上のことから、過去の研究成果に基づき、地方税として、電気・ガス・軽油・重油に対する課税は理論上可能であるが、将来的に、財政需要が明確になり、再生可能エネルギーの財源確保策を実施する場合には、エネルギー相互の代替性や消費税との差別化などを考慮しながら、エネルギーごとの受益と負担の関係が明確になるよう慎重に制度設計を行うことが必要である。

(3) 税制措置案

中間報告及び本報告における検討を踏まえ、当研究会は、再生可能エネルギー施策の財源確保のため、次の税制措置（法改正によるもの）を提案する。

① 当面の財源確保策＜現行のエネルギー関係税の用途の組替え＞

- これまで主に電源立地対策に充てられていた電源開発促進税の税収を、今後新たに必要となる原発立地地域をはじめとする地方の再生可能エネルギー施策の財源に組み替える。
- 地球温暖化対策のための税（石油石炭税）の一部を譲与税化して、地方の再生可能エネルギー施策の財源に充てる。

② 将来的な財源確保策＜エネルギー課税の検討＞

- 将来的に既存の税財源で賄えない新たな財政需要が発生した場合には、受益者負担の考え方に基づく新税の創設等により、エネルギー利用者に対し受益に応じた負担を求めていく。
- 賦課徵収事務の効率性や課税技術上の観点からは、電気・ガス・軽油・重油に対する課税について、地方税として導入することが理論上可能である。

4 神奈川県独自の税制措置（課税自主権の活用によるもの）

（1） 基本的な考え方

- 神奈川県では、「スマートエネルギー構想」に基づき施策を展開しているが、民間活力の積極的な導入により可能な限り歳出を抑制する形で実施しており、現時点では、独自の財源確保策を講すべき財政需要は発生していない。
- また、将来的な財政需要についても具体的に示す段階には至っていないが、将来的に神奈川県特有の財政需要が生じた場合を想定し、神奈川県独自の財源確保のための税制措置について、現時点での基本的な考え方を整理する。
- 神奈川県が独自の施策を推進する上で、新たな財政需要が生じる場合には、まずは既存財源で対応する努力をすべきであり、既存財源では施策の実施が困難な場合に初めて、新たな費用負担のあり方を検討すべきである。
- 将来的に、通常の一般的な行政サービスの水準を超えて神奈川県が独自に実施すべき施策で、財源確保策を講じる必要がある場合には、その全てを新たな費用負担で賄うのではなく、施策の緊急性、施策の特徴（実施主体・範囲・実施期間等）、施策の効果などの観点から、対象となる施策の絞込みを行った上で、詳細に財政需要を積算する必要がある。
- また、課税自主権を活用して住民に新たな負担を求める場合には、まずは、住民の理解を得ることが不可欠である。そのためには、施策の目的や使途、効果を明確にし、住民にとって受益と負担の関係が分かりやすい制度にする必要がある。
- 更に、新たな負担を求める場合には、既存税制措置との整合性を図るとともに、社会経済情勢を十分勘案した上で、慎重に検討する必要がある。(注9)～(注10)

（2） 独自課税の検討

- 実現可能性や賦課徵収コスト抑制の観点からは、既存税の税率を上乗せする超過課税による税制措置が考えられるが、この検討に当たっては、神奈川県独自の施策が広く県民全般に利益をもたらすことや、受益と負担の関係が明確になることが必要不可欠である。
- 一方、施策の財源を受益的に共同で負担するという仕組みを講じる場合には、受益と負担の関係に基づき、法定外税を創設することも考えられるが、その際には、施策に応じたエネルギーごとの受益と負担の関係を明らかにした上で、エネルギーに対する課税を検討する必要がある。
- また、エネルギーに対する課税は、家計や産業界に大きな影響を及ぼすことから、低所得者対策や特定の産業に過度な負担とならないよう一定の負担軽減策を講じるなど、慎重な制度設計が必要である。

(注9) 神奈川県では、水源環境保全・再生のための個人県民税の超過課税や道路等の社会基盤整備のための法人二税（県民税・事業税）の超過課税を実施している。

(注10) 国では、東日本大震災の復興増税（平成25年1月に所得税率を2.1%、平成27年6月に個人住民税の均等割の税率を1,000円上乗せ）や消費税率（現行5%）の引上げ（平成26年4月に8%、平成27年10月に10%）が予定されている。

～おわりに～

これまで低廉かつ安全と言われていた原子力発電の危険性がクローズアップされ、原子力発電そのもののあり方、再生可能エネルギーの普及促進、エネルギー構成等、解決すべき問題は山積しており、我が国のエネルギー政策は大きな転換点を迎えている。

当研究会では、再生可能エネルギーの普及促進を図り、分散型エネルギーシステムを構築する方向性は将来的にも大きく変わることはないとの認識に基づき、「再生可能エネルギーの普及促進や分散型エネルギー体系構築のために、どのような税制措置を仕組むことが可能か」というテーマに絞って議論を深め、本報告を取りまとめたところである。

しかしながら、当研究会における議論は、例えば、電力システム改革における制度設計が今後の検討課題とされるなど、不透明な要素が多い中で、現時点での総括として取りまとめたものであるため、今後、国のエネルギー政策や地方自治体の役割が具体化された段階において、本報告で示した税制措置の活用について、提案の趣旨や社会経済情勢を踏まえて更に検討を加えていただきたいと考えている。

県と市町村との調整という視点からは、再生可能エネルギーは地域性を有した分散型エネルギーであるため、地域の特性を踏まえた施策を実施する必要があり、一方では、太陽光発電等は天候等に左右される不安定電源でもあることから、広域自治体である県が調整役を果たすことにより、地域間連係による効率的・安定的なシステムを構築することも重要であると指摘しておきたい。

また、神奈川県内の市町村では、独自に再生可能エネルギー施策を展開しており、こうした市町村の施策との整合性を図りながら、税制面から支援する仕組みを構築することができれば、より高い政策効果が期待できることから、市町村との連係強化にも一層取り組んでいくべきであろう。

これまで、地方自治体では、地球温暖化対策の観点から再生可能エネルギーの普及促進に向けて取り組んでいたが、エネルギー政策転換の観点からのエネルギー施策は緒に就いたばかりである。

今後、地方自治体が、再生可能エネルギーの普及促進や分散型エネルギーシステムの構築に向け、様々なエネルギー施策を展開し、それを支援する税制措置についても検討していくことになると考えられるが、そうした折に、本報告が参考になれば幸いである。